

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育提供区域

---

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するもので、本町においては、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めます。

## 2. 事業量の設定について

---

本町における各事業に対して定める「量の見込み」については、令和6年度から実施した就学前児童・小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果や各種事業の利用実績、今後の動向等を踏まえて算出しています。

### 3. こども人口の推計

子育て支援事業の利用希望者を把握するために、こどもの人口推計を行いました。0歳から11歳の人口推計結果をみると、年々減少することが予想されています。12歳から17歳の推計結果では、やや増加傾向となっています。

■こども人口の推計（破線右側青文字は4月1日時点実績値）

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	232	265	230	230	230
1歳	267	253	255	253	253
2歳	272	274	280	267	265
3歳	291	287	285	293	279
4歳	279	276	303	297	305
5歳	308	307	287	311	304
合計	1,649	1,662	1,640	1,651	1,636

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
6歳	337	336	317	295	320
7歳	305	307	336	316	294
8歳	368	360	310	342	321
9歳	389	392	369	311	343
10歳	319	323	389	369	311
11歳	387	389	320	390	370
合計	2,105	2,107	2,041	2,023	1,959

単位:人	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
12歳	348	349	386	319	389
13歳	362	360	349	387	319
14歳	353	355	363	350	388
15歳	360	360	354	364	351
16歳	329	334	356	350	360
17歳	361	356	331	358	352
合計	2,113	2,114	2,139	2,128	2,159

## 4. 量の見込みと確保方策

### (1) 幼児期の教育・保育事業

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所、認定こども園の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

#### ■認定区分

認定区分			該当施設				
認定区分	こどもの年齢	保育の必要性※	幼稚園	認可保育所	認定こども園		地域型保育
					教育	保育	
1号認定	3～5歳		○		○		
2号認定(教育)		○	○		○		
2号認定(保育)		○		○		○	○
3号認定	0～2歳	○		○		○	○

※保護者の就労や病気、就学等、保育を必要とする事由に該当する場合。

#### ① 3歳以上のこども

#### 【量の見込みと確保量】

#### ■教育を希望することも

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
①量の見込み	1号認定	人	328	322	327	318	311	
	2号認定(教育希望)		25	29	43	44	47	
	合計		353	351	370	362	358	
②確保の内容	確保量	人	幼稚園(うち幼稚園+一時預かり)	280(25)	255(29)	230(43)	205(44)	180(47)
			認定こども園	180	190	190	190	190
			合計	460	445	420	395	370
	箇所数	箇所	幼稚園	2	2	2	2	2
			認定こども園	5	6	6	6	6
過不足(②-①)		人	107	94	50	33	12	

#### 【確保方策】

○令和5年度(2023年度)から、播磨西幼稚園が幼保連携型の認定こども園に移行し、令和7年度(2025年度)から、播磨保育園が保育所型の認定こども園に移行することから、幼稚園2か所、認定こども園5か所での提供体制となっており、さらに令和8年度(2026年度)から幼保連携型の認定こども園を新設することで確保体制を拡充していきます。

○1号認定については、町立幼稚園における利用定員の設定が過剰となっているため、段階的に利用定員の減員を行います。なお、利用定員の過剰分は、幼稚園型一時預かり事業を並行して利用することにより、2号認定の不足分の確保に充てます。

2段書きしている箇所は、上段が3歳児、下段が4歳以上児

■保育を希望することも（破線右側青文字は4月1日時点実績値、赤文字は申込状況からの見込値）

		単位	令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の 見込み	2号認定(保育希望)	人	473	182 346	476	199 348	486	486	488
②確保 の内容	確保量	認可保育所	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園	467	145 322	521	163 358	521	521	521
		幼稚園＋一 時預かり	6	0	0	0	0	0	0
		小規模保育	-	-	-	0	0	0	0
		合計	473	145 322	521	163 358	521	521	521
	箇所数	認可保育所	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	5	5	6	6	6	6	6	
過不足(②-①)		人	0	▲37 ▲24	45	▲36 10	35	35	33

【確保方策】

- 令和7年度(2025年度)から、播磨保育園の認定こども園化に伴い、利用定員の増加を図り、さらに令和8年度(2026年度)から幼保連携型の認定こども園を新設することで提供体制を確保します。
- 3歳未満のこどもに係る保育需要に対する確保方策を講じることで、3歳児に係る保育需要に対する確保方策が不足することが見込まれるため、将来的な保育需要に応ずるための全年齢受入れ可能な認定こども園などの整備に向けて着手します。

② 3歳未満のこども

【量の見込みと確保量】（破線右側青文字は4月1日時点実績値、赤文字は申込状況からの見込値）

		単位	令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の 見込み	3号認定	0歳児	55	68	54	53	54	54	54
		1歳児	145	160	149	173	150	154	160
		2歳児	160	180	164	183	165	170	175
		合計	360	408	367	409	369	378	389
②確保 の内容	確保量	認可保育所	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園	259	259	290	295	290	290	290
		小規模保育	37	37	37	37	75	75	75
		合計	296	296	327	332	365	365	365
	箇所数	認可保育所	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園	4	4	5	5	5	5	5
		小規模保育	2	2	2	2	4	4	4
過不足(②-①)		人	▲64	▲112	▲40	▲77	▲4	▲13	▲24

### 【確保方策】

- 今後、女性就業率の上昇による利用の増加も予測されることから、令和9年度に小規模保育事業所2か所の開所に向けて整備を進めます。
- 小規模保育事業所の整備・運営事業者公募の際は、多様な選択肢を提示する必要があることから、施設の建築に限らず、賃借物件の改修でも国の補助率嵩上げによる財政支援を受けられるよう国や県との協議を進めます。
- 新規に参入する事業者が、賃借物件による認可・確認を受けた場合に備えて、国が実施する補助制度「都市部における保育所等への賃借料支援事業」の活用に向けて協議を進めます。
- また、播磨町の地域特性上、保育人材の確保・定着支援は必要不可欠であることから、今までに引き続き、国が実施する「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用する等により保育人材の確保・定着支援に取り組めます。
- 将来的な保育需要に応ずるための全年齢受入れ可能な認定こども園などの整備に向けて着手します。

## (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業概要】

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

### 【量の見込みと確保量】 代用計画を適用した見直し後の計画値

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
① 量の見込み		人	－	13	11	11	11
②確保の内容	確保量	人	－	0	0	0	0
	箇所数	箇所	－	0	0	0	0
過不足(②－①)		人	－	▲13	▲11	▲11	▲11

### 【確保方策】

- 国の基準では令和8年度から開始することになっている事業です。本町においては、当分の間生じるであろう0歳から2歳までの待機児童の解消が喫緊の課題であり、こちらの課題に注力する必要性が高いため、待機児童の解消に注力しつつ、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の需要の把握、担い手となり得る既存施設等への受入可能枠創設の働きかけを引き続き行います。
- 町内での確保方策が整うまでの期間については、利用希望者が円滑に利用できるよう、他自治体と引き続き協議を重ね、広域利用体制を構築します。

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業名
① 延長保育事業（時間外保育事業）
② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）
③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
④ 地域子育て支援拠点事業
⑤ 一時預かり事業
⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧ 利用者支援事業
⑨ 妊婦健康診査事業
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑪ 産後ケア事業【新規】
⑫ 養育支援訪問事業
⑬ 子育て世帯訪問支援事業【新規】
⑭ 児童育成支援拠点事業【新規】
⑮ 親子関係形成支援事業【新規】
⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑰ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

#### ① 延長保育事業（時間外保育事業）

##### 【事業概要】

保育所や認定こども園に就園する園児（2号・3号）の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

##### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	89	103	104	104	103
②確保の内容	確保量	89	103	104	104	103
	箇所数	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

##### 【確保方策】

○私立認定こども園2か所及び私立小規模保育事業所1か所において実施しており、現在の提供体制を維持していきます。

## ② 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

### 【事業概要】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1年生	人	142	140	136	154	157
	2年生		108	125	124	121	138
	3年生		103	87	97	92	86
	4年生		88	91	83	99	99
	5年生		40	46	42	33	35
	6年生		39	31	37	34	28
	合計		520	520	519	533	543
②確保の内容	確保量	人	550	550	550	550	550
	箇所数	箇所	10	10	10	10	10
過不足(②-①)		人	30	30	31	17	7

播磨町における学童保育所(放課後児童健全育成事業)については、定員数の1.3倍まで弾力的に受入れることが可能なため、町全体で見たときの量の見込みに対する確保量は充足できているとして計画策定していました。

しかし、蓮池小学校区において、令和8年度当初から弾力的な受入れでも対応が困難な状況となったため、過去からの利用状況の推移から、緊急的に令和8年度及び令和9年度における量の見込みを算出し、蓮池小学校区に対する確保方策を講じることとしました。

※町全体に関する各学齢の【量の見込みと確保量】の見直しについては、今後、国主導で行われる予定の子ども・子育て支援事業計画中間見直し時に見直しを行う予定ですが、目下の取り組みに際して、次ページのとおり、令和9年度までの各小学校区の量の見込みと定員数、町全体の確保方策を定めるものです。

【令和9年度までの各小学校区における量の見込みと確保量】

	令和7年度(2025年度)		令和8年度(2026年度)		令和9年度(2027年度)	
	登録数	定員数 (弾力定員)	見込数	定員数 (弾力定員)	見込数	定員数 (弾力定員)
播磨1	54	60(78)	53	60(78)	117	60(78)
播磨2	29	35(46)	35	35(46)		35(46)
播磨3	36	35(46)	26	35(46)		35(46)
学校区計	119	130(170)	114	130(170)	117	130(170)
蓮池1	99	76(99)	240	76(99)	254	76(99)
蓮池2	75	58(76)		58(76)		58(76)
蓮池3	46	39(51)		39(51)		39(51)
蓮池4	－	－		18(24)		50(65)
蓮池5	－	－		－		50(65)
学校区計	220	173(226)	240	191(250)	254	273(356)
西1	49	49(64)	48	49(64)	83	49(64)
西2	38	35(46)	40	35(46)		35(46)
学校区計	87	84(110)	88	84(110)	83	84(110)
南1	59	55(72)	60	55(72)	113	55(72)
南2	64	55(72)	54	55(72)		55(72)
学校区計	123	110(144)	114	110(144)	113	110(144)
合計	549	497(650)	556	515(674)	567	597(780)

【確保方策】

- 計画期間中において量の見込みが増加傾向となっていることから、待機児童が発生しないよう、小学校の余裕教室を活用して増設するなど、提供体制の確保に努めます。
- 蓮池小学校区の量の見込みに対する確保方策として、令和9年度当初での開所に向け、学校敷地内において、蓮池小学校第四・第五学童保育所（鉄骨造・2階建て施設）を新築します。また、当該施設新築までの期間は、学校敷地内に賃借物件を設置し、蓮池小学校第四学童保育所を開所することにより対応します。
- 開所時間の延長については、現在の体制（平日や学校休業日の18時から19時）でニーズに対応できるため、現在の提供体制を維持していきます。
- 学童保育における安全・安心な環境の確保に努めるとともに、放課後子ども教室との連携や公共施設の活用等、総合的に放課後の居場所を確保していきます。

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

#### 【事業概要】

保護者の病気等の理由により、家庭において子どもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		人日	38	37	37	36	36
②確保の内容	確保量	人日	38	37	37	36	36
	箇所数	箇所	21	21	21	21	21
過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○乳児院、児童養護施設、母子自立支援施設、里親等で実施しており、量の見込みに対する提供体制は確保できています。ただし、状況により、施設が受け入れ困難なこともあることから、委託先の拡充に努めます。

### ④ 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		人日	24,293	24,563	24,531	24,914	25,363
②確保の内容	確保量	人日	24,293	24,563	24,531	24,914	25,363
	箇所数	箇所	2	2	2	2	2
過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○現在の2か所の子育て支援センターでの提供体制を維持するとともに、低年齢児にとどまらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

○子育て支援センターの環境改善（空調設備等の更新、高効率・高輝度照明器具への更新、その他町事業を推進するために必要と認められる質的な改善）を図ります。

## ⑤ 一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、こどもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

### 【量の見込みと確保量】

#### ■幼稚園型

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1号認定	人日	17,441	14,999	12,522	11,740	10,688
	2号認定		6,200	5,800	8,600	8,800	9,400
	合計		23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
②確保の内容	確保量	人日	23,641	20,799	21,122	20,540	20,088
	箇所数	公立	3	3	3	3	3
		私立	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

#### ■幼稚園型以外

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		人日	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
②確保の内容	確保量	認定こども園	2,377	2,570	2,658	2,710	2,777
		ファミリー・サポート・センター	198	202	208	211	215
		合計	2,575	2,772	2,866	2,921	2,992
		箇所数	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		人日	198	202	208	211	215

### 【確保方策】

- 就労する保護者の増加により、今後もニーズは高い状態で推移することが予測されるため、安定的な供給に努めます。
- 幼稚園型については、町立幼稚園2か所及び町立認定こども園1か所において、提供体制が確保できる見込みです。
- 町立園において実施している幼稚園型一時預かり事業について、3歳未満のこどもに係る保育需要に対する確保方策として整備を進める小規模保育事業所の連携施設となり得るよう、預かり時間の延長に向けて取り組みます。
- 幼稚園型以外については、私立認定こども園及びファミリー・サポート・センターにおいても提供体制を確保していきます。また、ファミリー・サポート・センター以外の一時預かり事業も推進していきます。

## ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【事業概要】

病気により集団での保育が困難な子どもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、子どもを預かる事業です。

### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
①量の見込み		人日	272	285	303	315	327	
②確保の 内容	確保量	人日	272	285	303	315	327	
	箇所数	病児対応型	箇所	1	1	1	1	1
		病後児対応型	箇所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0	

### 【確保方策】

- 令和4年度に病児保育施設が1か所開設され、現在2か所で実施しています。今後も現在の提供体制を維持していきます。
- 近隣の自治体の所管に属する病児保育事業所をそれぞれの住民が利用しやすくなるよう、協定を締結するなどし、広域的な利用も視野に入れた確保方策に努めます。

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 【事業概要】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見 込み	就学前	人日	198	202	208	211	215
	小学生		79	83	88	91	95
②確保の 内容	確保量	人日	198	202	208	211	215
	箇所数	箇所	79	83	88	91	95
過不足(②-①)		人日	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

- 令和6年4月現在、提供会員（両方会員含む）69人で対応しています。今後も、現在の提供体制を維持していきます。
- 実際に活動できる提供会員が少ないことから、ファミリー・サポート・センター事業以外で支え合い活動を行っている団体との活動・連携も進めていきます。

## ⑧ 利用者支援事業

### 【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整を実施する事業です。「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」のほか、身近な場所で相談ができる「地域子育て相談機関」、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業型」があります。

### 【量の見込みと確保量】

#### ■基本型・特定型・こども家庭センター型

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		箇所	2	2	2	2	2
②確保の内容	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	合計		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		箇所	0	0	0	0	0

#### ■妊婦等包括相談支援事業型

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		回	690	690	690	690	672
②確保の内容	妊婦等包括相談支援事業型	回	690	690	690	690	672
過不足(②-①)		回	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

- 令和7年度より、新たに「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の事業に取り組みます。窓口はこども課に一本化し、連携して支援を行います。
- 播磨町の地域特性上、保育を必要とする保護者の意向を丁寧にヒアリングし、町内の保育事業者とのマッチングを行うことは有効な方策であることから、国からの財政支援を受けながら、「特定型」の事業に引き続き取り組みます。
- こども家庭センター型は、妊娠期の悩みごとや健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。
- 妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

## ⑨ 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票（助成券）を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	受診人数(≒0歳児数)	人	390	389	389	389	384
	健診回数(延べ回数)	回	2,940	2,933	2,933	2,933	2,895
②確保の内容	確保量	人	390	389	389	389	384
	箇所数	箇所	3	3	3	3	3
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

○県内の妊婦健康診査事業協力医療機関等で助成券は利用可能となっておりますが、妊婦健康診査事業協力医療機関以外で受診した場合は、利用者からの申請による償還払いで対応します。

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 【事業概要】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立化を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

### 【量の見込みと確保量】

		単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		人	232	230	230	230	230
②確保の内容		人	232	230	230	230	230
過不足(②-①)		人	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

○この事業は、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が訪問して実施してきましたが、令和5年4月以降の出生児については、助産師・保健師による新生児訪問を実施しました。そのため、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）については、子育て支援センターでの「すくすく子育て事業」において、出生から1年間継続しての相談・見守りを継続実施しています。

## ⑪ 産後ケア事業

### 【事業概要】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人日	115	113	113	113	113
②確保の内容	人日	115	113	113	113	113
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

○医療機関や助産所にて、宿泊・通所サービス、訪問サービスによる産後ケア事業を実施しています。産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

## ⑫ 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保の内容	人	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

### 【確保方策】

○養育支援訪問事業として、令和5年度までは、専門的な相談とヘルパー等の派遣を行っており、ヘルパー等の派遣については、社会福祉協議会へ委託して実施していましたが、令和6年度より、養育支援訪問事業を専門的な相談(養育支援訪問事業)と、訪問支援員(ヘルパー等)の派遣(子育て世帯訪問支援事業)に分けて実施しています。専門的な相談については、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士など専門職による相談体制を整えます。

### ⑬ 子育て世帯訪問支援事業

#### 【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	111	111	111	111	111
②確保の内容	人	111	111	111	111	111
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

○社会福祉協議会等へ委託して、訪問支援員(ヘルパー等)の派遣を行っています。育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

### ⑭ 児童育成支援拠点事業

#### 【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

#### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	4	4	4	4	4
②確保の内容	人	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	人	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

#### 【確保方策】

○本事業について、計画期間中に実施予定はありませんが、南部子育て支援センターの民間委託とともに検討を進めます。また、町内において家庭や学校以外の居場所づくりを進めることで、困難を抱える児童への支援に取り組みます。

## ⑮ 親子関係形成支援事業

### 【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

### 【量の見込みと確保量】

	単位	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	人	3	3	3	3	3
②確保の内容	人	0	3	3	3	3
過不足(②-①)	人	▲3	0	0	0	0

### 【確保方策】

○令和8年度より、播磨町児童発達支援センターにおいて実施予定です。

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業について、引き続き実施していきます。

## ⑰ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業について、今後必要に応じて検討していきます。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進体制

---

### (1) 推進体制の確立

本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関によって推進します。家庭をはじめ、認定こども園や小中学校、地域その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用などの様々な施策分野にわたるため、庁内関係部間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

### (2) 国・県との連携

この計画に関わる施策は、国や県との連携を積極的に図るとともに、国や県の最新の法令や施策等を常に把握しつつ推進していきます。

町民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉、教育をはじめ、様々な制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

## 2. 計画の進捗管理

---

### (1) 計画の評価・検証

各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行います。

計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan(計画)→Do(実施・実行)→Check(評価・検証)→Action(改善)】のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進にあたっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、子ども・子育て会議等において報告していきます。

### (2) 計画の見直し・変更

計画期間に計画の見直し・変更をしようとする場合は、必要に応じ、こどもや若者、子育て支援に関するニーズ等を把握するためのアンケート調査等を実施し、その意見等を反映するとともに、子ども・子育て会議委員の意見を聴きながら行います。

### (3) 情報提供・周知

広報紙や町ホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く町民に周知していきます。

### 3. 評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

#### 基本目標1 安心して楽しく子育てできる環境をつくる

No	指標	現状 (%)	目標 (%)
1	子育てについて、気軽に相談できる人(場所)がいる(ある)と答えた人の割合	就学前保護者：92.8 小学生保護者：94.2 中学生保護者：91.8	増加
2	子育ては孤独だと感じる人の割合の減少 (「常にあてはまる」「ときどきあてはまる」の合計)	就学前保護者：20.7 小学生保護者：18.6 中学生保護者：19.3	減少
3	子育て支援センターを利用したことがある人の割合	就学前保護者：68.1	80
4	子育て支援の支援者として活動したいと思う人の割合 (「すでに活動している」「近々やってみたい」「自分の子育てが落ち着いたらやってみたい」「退職後にやってみたい」の合計)	就学前保護者：49.9 小学生保護者：46.0 中学生保護者：45.3	60

#### 基本目標2 こども・若者の健やかな育ちを切れ目なく支える

No	指標	現状 (%)	目標 (%)
1	自分の体の状態で「特に気になることはない」と答えたこどもの割合	小学生：31.1 中学生：27.9	50
2	毎日、朝ごはんを食べるこどもの割合	小学生：87.8 中学生：82.9	増加

#### 基本目標3 こども・若者が夢や希望を持てる社会をつくる

No	指標	現状 (%)	目標 (%)
1	自分のことが好きだと思うこども・若者の割合	小学生：37.5 中学生：31.2 若者：36.4	50
2	家族や周りの大人に大切にされていると思うこどもの割合	小学生：82.0 中学生：79.4 若者：84.8	90
3	学校生活が楽しいと思うこどもの割合	小学生：69.4 中学生：72.6	80
4	将来の夢や目標を持っているこどもの割合	小学生：82.3 中学生：61.1	増加
5	今後(将来)結婚したいと思うこども・若者の割合	小学生：45.6 中学生：46.3 若者：49.0	60
6	こどもを持ちたいと思うこども・若者の割合	小学生：57.6 中学生：49.2 若者：50.9	70

#### 基本目標4 こども・若者と子育て家庭が暮らしやすいまちをつくる

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	「こどもの権利」の大人の認知度 (「名前も内容も知っている」と答えた人)	就学前保護者：29.7 小学生保護者：24.8 中学生保護者：25.8	60
	「こどもの権利」のこどもの認知度 (「知っている」と答えた人)	小学生：31.6 中学生：28.8 若者：25.5	60
2	こどもからの意見や要望を聴き、それらを取り入れるように意識している人の割合 (「常にしている」と答えた人)	小学生保護者：38.7 中学生保護者：41.9	70
3	地域活動に参加している人の割合 (「よく参加する」「ときどき参加する」の合計)	就学前保護者：39.8 小学生保護者：45.3 中学生保護者：40.6	50
4	学校や仕事以外の活動への参加について「何もしたくない」と答える若者の割合の減少	若者：41.8	30

#### 基本目標5 支援を必要とするこども・若者や家庭を支える

No	指 標	現状 (%)	目標 (%)
1	こどもの将来のために貯蓄をしている人の割合	就学前保護者：66.7 小学生保護者：61.8 中学生保護者：59.2	70
2	身近なところでこどもの虐待を見たり聞いたりした場合に「特に何もしなかった」割合の減少	就学前保護者：58.4 小学生保護者：55.1 中学生保護者：64.3	30

# 資料編

## 1. 計画の策定過程

年	月日	内容
令和6年	4月18日	令和6年度 第1回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画策定用アンケートについて
	5月27日～ 6月14日	播磨町こども計画にかかるアンケート調査の実施
	7月～8月	関係団体ヒアリングの実施
	8月～9月	ワークショップ等の実施
	9月27日	令和6年度 第2回播磨町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画 令和5年度評価について ・目標事業量と確保方策(令和6年度進捗状況について) ・「(仮称)播磨町こども計画」にかかるアンケート調査結果の報告について ・「(仮称)播磨町こども計画」の課題、基本理念、基本目標、基本施策について ・特定教育・保育施設の利用定員の設定について
12月4日	令和6年度 第3回播磨町子ども・子育て会議 ・目標事業量と確保方策(令和6年度進捗状況について)の修正について ・「(仮称)播磨町こども計画」にかかる素案の検討について	
令和7年	1月20日	令和6年度 第4回播磨町子ども・子育て会議 ・「(仮称)播磨町こども計画」素案について ・パブリックコメントの実施について
	1月24日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
	2月27日	令和6年度 第5回播磨町子ども・子育て会議 ・「播磨町こども計画」計画案について ・パブリックコメントの結果について

## 2. 播磨町子ども・子育て会議

---

### (1) 条例

○播磨町子ども・子育て会議条例

平成25年9月3日条例第13号

改正

令和3年12月17日条例第30号

令和5年3月2日条例第4号

播磨町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、播磨町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの教育・福祉・保健に関する事業の関係者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要であると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	//	8,500
-------------	----	-------

附 則（令和3年12月17日条例第30号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日まで)

所属団体	役職名等	氏名	備考
播磨町連合PTA協議会	会長	五百蔵 諭	
播磨町学童保育連絡会	相談役	大神 徳代	
住友精化株式会社	総務人事室兼人材開発センター グループリーダー	岡本 朋士	
播磨町労働者福祉協議会	会長	小川 雅史	
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子	
子育てサークル	エンジェルボイスサークル 代表 (ニコニコの森 会計)	浅田 陽子	
播磨町民生委員・児童委員協 議会	主任児童委員	松本 五子	
播磨町自治会連合会		非 公 開	
社会福祉法人播磨町社会福 祉協議会	会長	近藤 龍樹	
播磨町子育て支援センター		金尾 由美	
一般社団法人加古川医師会	くろだ小児科 院長	黒田 英造	副会長
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園 園長	藤原 かおる	
播磨町教育委員会	播磨西小学校 校長	藤原 由香	
播磨町教育委員会	播磨中学校 校長	西野 直樹	
播磨町教育委員会	地域学校教育課 課長	河合 庸子	
播磨町教育委員会	教育総務課 課長	西田 恭一	
播磨町	健康福祉課 課長補佐	竹内 万梨	
兵庫大学教育学部教育学科	准教授	澤田 真弓	会長
公募委員		平岡 尚子	
公募委員		堀 千佳	

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日まで)

所属団体	役職名等	氏名	備考
播磨町連合PTA協議会	会長	五百蔵 諭	
播磨町学童保育連絡会	蓮池第1学童保育所 父母会保護者	岡田 悠	
播磨町商工会	生活協同組合コープこうべ コープ播磨 店長	合田 大介	
播磨町労働者福祉協議会	会長	林 哲也	
播磨町保育施設長会	キューピットこども園園長	堀井 桂子	
子育てサークル	エンジェルボイスサークル 代表(ニコニコの森 会計)	浅田 陽子	
播磨町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	松本 五子	
播磨町自治会連合会		非公開	
社会福祉法人播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹	
播磨町子育て支援センター		金尾 由美	
一般社団法人加古川医師会	くろだ小児科 院長	黒田 英造	副会長
播磨町教育委員会	蓮池幼稚園 園長	藤原 かおる	
播磨町教育委員会	播磨西小学校 校長	藤原 由香	
播磨町教育委員会	播磨中学校 校長	西野 直樹	
播磨町教育委員会	地域学校教育課 課長	河合 庸子	
播磨町教育委員会	教育総務課 課長	西田 恭一	
播磨町	健康福祉課 課長補佐	竹内 万梨	
兵庫大学教育学部教育学科	准教授	澤田 真弓	会長
公募委員		平岡 尚子	
公募委員		堀 千佳	

### 3. 用語集

用語	用語の説明
ア行	
ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと
エジンバラ産後うつ病 質問票	出産後、ホルモンバランスが不安定になることで起こりやすい産後うつ病のスクリーニング票 10 個の質問に母親が自分で回答する
カ行	
教育・保育施設	認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所を指す
こ食	生活環境や食生活の変化に伴い、家族がそろって食事をとることが少なくなった現代に見られる食事形態。主に以下の9つを指す ①孤食 こども一人でとる孤独な食事 ②固食 好きなものだけ食べる ③個食 家族それぞれ、バラバラなものを食べる ④子食 こどもだけで食べる ⑤小食 食欲がなく、少しの量しか食べない ⑥戸食 外食ばかりの食事 ⑦粉食 パンや麺類など、粉物が中心である ⑧濃食 味の濃いものばかり食べる ⑨虚食 朝、食欲がない、何も食べない
子育てコンシェルジュ	保育を希望する保護者のニーズを聴き、そのニーズに応じた支援を、保護者自らが適切に選択できるよう助言・情報提供するスタッフ
こども家庭センター	妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う
こども基本法	こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと
子ども・子育て関連3法	次の3つの法律のこと ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」をもとに、平成 27 年度から開始した幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度

用語	用語の説明
子ども・子育て支援法	子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的とした法律で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などが規定されている
こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された
<b>サ行</b>	
児童虐待	<p>こども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される</p> <p>①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>②性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること</p> <p>③ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること</p> <p>④心理的虐待とは児童への暴言や、拒否的な態度、面前DV（児童の面前で行われる夫婦間の暴言や暴力）等により、児童に心理的な傷を負わせる行為のこと</p>
児童の権利に関する条約	世界中のすべてのこどもたちが持っている権利を定めた「子どもの権利条約」のこと。1989年に国連総会で採択された
小規模保育事業所	利用定員6人以上19人以下の範囲で保育施設等において保育を行う事業所のこと
小児二次救急医療	入院を要する小児救急医療のこと
スクールカウンセラー	学校現場でこどもや保護者等の心のケアや支援を行う人のこと
スクールソーシャルワーカー	問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会等の機関との橋渡しを行う人のこと
性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者（LGBT）等の性的少数者のこと
<b>タ行</b>	
多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童・生徒の日本語と母語によるコミュニケーションの円滑化、心の安定、授業中の学習支援、日本と母国の文化の架け橋など、様々な支援を行う人
デートDV	交際中のカップル間に起こるDVのこと
DV	Domestic Violence の略で、配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為のこと
特別支援教育コーディネーター	校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図る人

用語	用語の説明
トライやる・ウィーク	心身ともに大きく成長する時期にある中学生が、主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高め、他社と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力などを育成する兵庫県内の取り組み
<b>ナ行</b>	
認定こども園	小学校就学前の教育・保育を一体的に行う施設のこと
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、他の人々とともに等しく生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）だという、福祉のすべての領域に共通する基本的な考え方
<b>ハ行</b>	
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのこと
バリアフリー	言葉の意味は「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去すること」。現在では、障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている
はりますくすくベビーフェスタ	親子が一緒に楽しみ、保護者が心身ともにリフレッシュできる場と、専門職による相談・施設やサービスの紹介等を行い、保護者が必要な情報を得ることができる場を提供する一体型イベント
ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態にあること
不登校	心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態のこと。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している
フリースクール	公的な機関ではなく、個人、NPO法人、任意団体等が運営する民間の教育機関のこと。不登校の児童生徒の日中の居場所または学習機会の提供に資する支援等を行う
<b>マ行</b>	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと
<b>ヤ行</b>	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと

用語	用語の説明
ユニバーサルデザイン	言葉の意味は「すべての人のためのデザイン」。年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人にとって使いやすいように、製品・情報・環境をデザインすることをいう
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織
ラ行・ワ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと
両親学級	播磨町すこやか環境グループが開催している、赤ちゃんの誕生を心待ちにしている母親、父親が出産・子育てについて学ぶ教室
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。働くすべての人々が、仕事と育児、介護、趣味、学習、休養または地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと



はりま こども・若者みらいプロジェクト  
(播磨町こども計画)

令和7年3月 発行  
播磨町 福祉保険部 こども課

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30

TEL : 079-435-0366

FAX : 079-435-0831